



平成 18 年 6 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社トラスト
 代表者名 代表取締役社長 西山 勝晃
 (コード番号 3347 東証マザーズ)
 問合せ先 取締役管理部長 高森 弘
 (TEL. 052-219-9058)
 http://www.trust-ltd.co.jp

(訂正) 定款一部変更に関するお知らせ

平成 18 年 5 月 12 日に開示いたしました「定款一部変更に関するお知らせ」の内容につきまして一部誤りがありましたので訂正させていただきます。

記

表中網掛け部分 (■) が訂正箇所になります。

<訂正前>

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| (新 設) | (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>第13条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を法務省令に定めるところ従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 |
| (決議の方法) 第12条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数でこれを行う。 | (決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。 |

<訂正後>

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| (新 設) | (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>第13条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を法務省令に定めるところ従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主 (実質株主を含む。以下同じ。) に対して提供したものとみなすことができる。 |
| (決議の方法) 第12条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数でこれを行う。 | (決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。 |

<訂正前>

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---------|--|
| (新 設) | (取締役の責任免除) 第25条 省略 |
| (新 設) | 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、10万円以上であら</u> <u>かじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u> |

<訂正後>

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---------|--|
| (新 設) | (取締役の責任免除) 第25条 省略 |
| (新 設) | 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、10万円以上であら</u> <u>かじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u> |

<訂正前>

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---------|--|
| (新 設) | (監査役の責任免除) 第33条 省略 |
| (新 設) | 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、10万円以上であら</u> <u>かじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u> |

<訂正後>

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---------|--|
| (新 設) | (監査役の責任免除) 第33条 省略 |
| (新 設) | 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、10万円以上であら</u> <u>かじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u> |

以 上